

【情報提供】上海葵井商務諮詢有限公司

上海市華山路301号 静安商樓211室 TEL: 021-6248-8007

URL: <http://www.aoi-bc.com/> e-mail: shanghai@aoi-bc.com

【編集/提供】葵ビジネスコンサルティンググループ 東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.kaikei.info> e-mail: info@ykss.com

労働者の経済補償金について

1995年1月1日から実施されている「労働契約違反・解除の場合における経済補償弁法」により、労働契約の双方は協議の上で、雇用側が労働契約を解除するということに合意した場合、雇用側は労働者の勤続年数に応じて、満一年ごとに1ヶ月分の給料に相当する金額の経済補償金を給付し、一年未満の場合、一年として計算することとなっています。注意してほしいのは、地域によって経済補償金の給付基準も異なります。たとえば、「上海市労働契約条例」第45条の規定によれば、雇用側が労働者の勤続年数に基づき、満一年ごとに1ヶ月分の賃金に相当する額の経済補償金を給付し、満6ヶ月以上1年未満の場合、1年として計算することとなっています。また、雇用側は労働契約解除後、規定のとおり労働者に経済補償を給付しない場合、経済補償金を給付するほか、当該経済補償金額の50%という基準で所定外経済補償金を給付しなければならない。

但し、「中華人民共和国労働法の施行に関わる若干問題に関する意見」第39条に、労働者が次の各号の何れかに該当する場合、雇用側が労働契約を解除し、経済補償金を給付しないことができます： 試用期間において労働者が採用条件に適合しないことが証明された場合； 労働者が労働規則若しくは雇用側の規則に著しく違反した場合； 労働者が著しい職務上の怠慢、私利のための不正行為をし、雇用側が重大な損害を被った場合； 労働者が刑事責任を追及された場合。

資料提供：

上海市光明法律事務所

上海葵井商務諮詢(有)特別顧問

弁護士：程 甦 (テイソ) 記

1990年 中国弁護士資格取得

2000年 日本外国法事務弁護士資格取得

得意分野 会社法・投資法・知的財産権

TEL 021-5293-0100 x 257